

# 管内の労働災害発生状況について

- 1 労働災害発生件数の推移
- 2 過去10年間の年齢別・事故の型別発生状況
- 3 かかり木処理作業

令和8年5月26日

高山労働基準監督署長 青木賢次

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

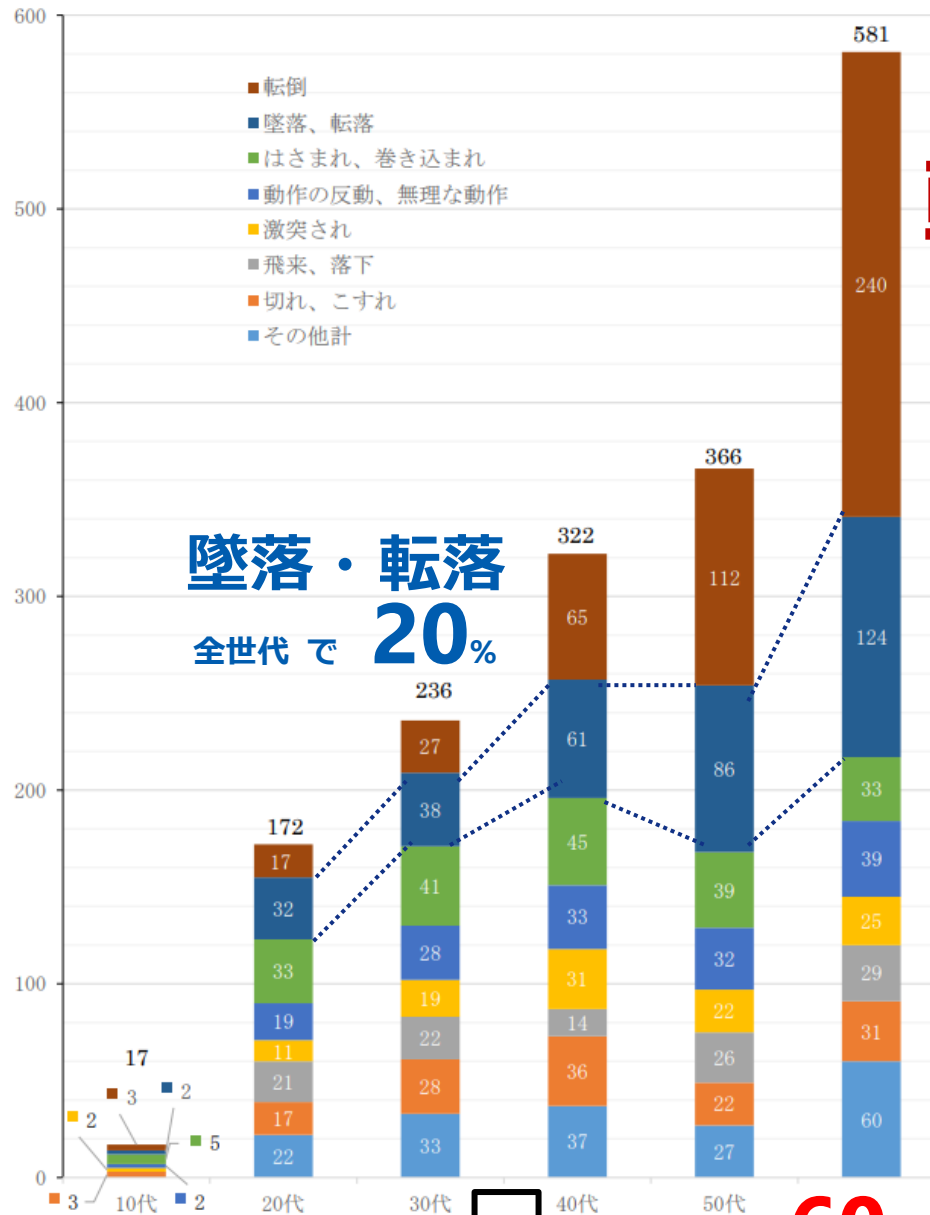
# 1 労働災害発生件数の推移（昭和41年～令和7年）



※ このグラフは、労働者死傷病報告により報告のあった休業4日以上（～S50までは休業8日以上）の死傷災害の人数を集計して作成したものです。（新型コロナウイルス感染症を除く）

※ 平成20年から荘川・白川地区は高山労働基準監督署の管轄となり、当該地区で発生した労働災害も当署管内分として計上しています。

## 2 過去10年間の年齢別・事故の型別発生状況



転倒41%

墜落・転落  
全世代で 20%

3

60代以上

## 禁止事項

(1) かかられている木の伐倒



(2) 投げ倒し（浴びせ倒し）



(3) 元玉切り



(4) かかられている木の枝切り



(5) 肩で担う



(6) かかり木の放置



### 3 かかり木処理作業

#### (1) 現場調査、かかり木発生時の打ち合わせ



① 伐倒作業前の事前踏査

② かかり木が発生した場合の事前打ち合わせ

③ かかり木が発生した場合の処理方法の決定

#### (2) かかり木処理作業に必要な機械・器具の携行・使用

